

令和6年7月1日

保護者の皆様へ

沖縄県立南風原高等学校長
(公 印 省 略)

沖縄県遠距離等通学費補助金に関する手続きについて

県では、遠距離等で通学費が高額となる世帯の高校生等の保護者等を対象に、通学費の一部補助を実施しております。

補助金を受けるためには交付申請と補助金請求の2つの手続きが必要ですので、補助金の交付を希望される方は下記のとおり申請書類等の提出をお願いいたします。

記

1 支援対象者

下記(1)～(3)の要件すべてに該当する高校生等が対象となります。

- (1) 次の計算式で算出される額が154,500円未満の世帯の者（所得要件）

【計算式】

令和6年度の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額

※親権者が2名の場合は、それぞれ上記の計算を行い合算する

- (2) 通学定期券（バス・モノレール）及び通学回数券の1ヶ月あたりの利用額の合計が15,000円を超える者

- (3) 他の通学費支援（生活保護の生業扶助等）を受けていない者

※沖縄県バス通学費等支援事業も含まれます。

2 提出書類（※様式は各自でリーフレット記載のホームページよりダウンロード下さい。）

- (1) 補助金の交付申請 ※必ず令和6年7月1日から令和6年12月10日までに提出してください。

ア 遠距離等通学費補助金交付申請書（様式1）

イ 課税に関する証明書（※課税標準額が記載された所得課税証明書等）

ウ 通学計画書（様式2）

エ 債権者登録申請書

オ 金融機関等の名称及び預金口座の番号等を確認できる書類

カ 委任状（※申請者以外の口座の場合のみ提出が必要）

裏面に続く

(2) 補助金の請求

毎年度2回まで請求が可能です。

1回目は令和6年9月10日までに、2回目は令和7年3月7日までに提出してください。

ただし、通学回数券を利用している場合は令和7年3月31日までに提出してください。※3月31日まで使用する予定がなければ、早めの提出をお願いします。

ア 遠距離等通学費補助金請求書(様式3)

イ 補助金額計算書(様式4)

ウ 通学定期券購入の場合 通学定期券購入額一覧表(様式4-2)

エ 通学回数券購入の場合 通学回数乗車券使用実績報告書(様式4-3)

オ バス通学費等を証明できる領収書等

カ 金融機関等の名称及び預金口座の番号等を確認できる書類

キ 委任状(※申請者以外の口座の場合のみ提出が必要、請求時は押印も必要)

※交付申請時の口座と違う場合、債権者登録申請書も必要となります。

※1 1年分の補助金を一括で請求することも可能です。

※2 申請書(様式1)と請求書(様式3)の氏名は必ず一致させてください。

3 提出先 : 南風原高校事務室 8時半～17時(土・日・祝日除く)

4 注意

(1) 購入時の領収書や通学回数券の表紙等は紛失することのないように、請求時まで大切に保管してください。

(2) 交付決定後に通学経路等の変更により、交付申請額を上回る場合はご相談ください。

<問い合わせ先> 南風原高等学校 事務室
担当者 新城 TEL: 098-889-4618

遠距離通学等による通学費支援

遠距離通学等による高額通学費の一部を補助します！
申請期間は令和6年7月から令和6年12月末まで！！

◎ 対象者（①～③の全てに該当）

①所得要件を満たす方

（※1）両親（片方のみ就業）、高校生、中学生の
4人世帯のケースで世帯年収目安590万円まで

次の計算式で算出される額が154,500円未満（※1）

【計算式】

令和6年度の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額

※親権者が2名の場合は、それぞれ上記の計算を行い合算する

②通学定期券（バス・モノレール）及び通学回数券の 1ヶ月あたりの利用額が15,000円を超える方

③他の通学費支援（※2）を受けていない

高校生（県立の通信制除く）、県立中学生、私立中学生（※3）

※2 県から通学費無料化のオキカが交付されている世帯など。

※3 私立の中高は総務私学課（098-866-2074）に確認して下さい。

◎ 支援内容

通学定期券及び通学回数券の1ヶ月あたりの利用額（※2）が
15,000円（基準額）を超える場合に、15,000円を超える部分を補助（※3）

※2 オキカに現金をチャージしてのバス・モノレール利用は対象外

※3 100円未満切り捨て

おねがい



請求時には、
通学定期券・通学回数券の領収書、
高速バス回数券の表紙
が必要です。捨てずに保管しておいて下さい。

申請様式等は、学校事務室で配布または
沖縄県教育支援課のHPに掲載をしています。

※申請書の提出は学校事務室へお願いします。

沖縄県 遠距離通学



【お問い合わせ】 教育支援課（専用ダイヤル）098-866-2116

おねがい！！

通学定期券・通学回数券の領収書原本や、
定期券の券面（表裏）のコピー、
高速バス回数券の表紙の原本は
必ず保管しておきましょう！

補助金の請求は年2回まで可能です（分割、一括どちらも可）。

請求時には、領収書原本や通学定期券の券面のコピー、通学回数券の表紙の原本の提出が必要です。

※補助金請求は、令和6年9月と令和7年3月の年2回です。

1. 9月に請求している場合は、未請求分を請求してください。
2. 9月に請求していない場合は、令和6年4月から令和7年3月までの年間実績分で請求してください。

通学定期券

〇〇 ⇄ △△
R6.〇月△日まで
氏名 金額

通学定期券の券面には、有効期間と氏名、金額等が印字されています。
※定期券の更新時には印字内容が上書きされるため、更新前にコピーをとってください。

区間
・
〇〇
円

回数券	回数券
回数券	回数券
回数券	回数券
回数券	回数券
回数券	回数券

通学回数券の表紙には、回数券の区間と区間あたりの金額等が印刷されています。
表紙は必ず保管し、補助金請求時にすべての表紙の原本を提出してください。
※表紙原本がない場合、補助金の請求は認めません。

申請書記入例、FAQ等は下記ホームページに掲載しています。

沖縄県 遠距離通学



【お問い合わせ】教育支援課（専用ダイヤル）098-866-2116